

2月から

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)が始まります

●「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)とは

これまでの全国一律の公的な介護サービスだけではなく、高齢者を地域全体で支え合うことで、慣れ親しんだ地域、住み慣れた我が家で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指す事業です。

●総合事業に移行すると

現在の要支援1と要支援2の方が利用する介護予防給付のうち、「訪問介護(ホームヘルプ)」と「通所介護(デイサービス)」が、総合事業では「訪問型サービス」と「通所型サービス」として実施するほか、地域の助け合い(支え合い)活動の支援や一般介護予防事業が実施できるようになります。

※訪問介護と通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具など)は、引き続き介護予防給付となります。



総合事業で利用できるサービス

訪問型サービス

- ★ホームヘルパーの訪問による身体介護や生活援助が受けられます。
※これまでの「訪問介護(ホームヘルプ)」と同じ
- 民間事業者等による掃除・洗濯などの生活支援サービスが受けられます。

通所型サービス

- ★デイサービスに通い、日常生活の支援や、生活行為向上のための支援が受けられます。
※これまでの「通所介護(デイサービス)」と同じ
- 民間事業者等によるミニデイサービスなどの通いのサービスが受けられます。

地域の助け合い(支え合い)活動の支援

- ・町民やボランティアが主体で生活援助の活動を支援します。
(見守り・安否確認・外出支援
買い物・調理・掃除などの家事援助)
- 町民主体で行うコミュニティサロンや運動などの介護予防活動を支援します。

一般介護予防事業

- ★介護予防のための講座等を開催します。
- ★町民主体の介護予防活動をするボランティアの育成などを行います。
- 介護予防の取り組み強化のため、町民運営の通いの場に専門職を派遣します。

町では、これまでと同じサービスを維持しながら新しいサービスをモデル実施していきます。

※移行後しばらくは、これまでと同じサービス(★印)のみで実施します。

●総合事業の利用

生活の中で介護の困りごとができたときは、福祉課、または地域包括支援センターへご相談ください。身体や生活の状況により、要支援認定の手続きを受けずに簡易な「基本チェックリスト」による確認で、早期に自立支援や介護予防に向けたサービスを受けることができます。

※サービスの利用希望に応じて、「要支援認定」の申請をすることもできます。

- ◆問い合わせ 福祉課介護班 ☎84-1257
地域包括支援センター ☎80-3339